十二号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第十号及び第十一号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第十二号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十三号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十五号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十三号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十四号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同号(1)中「、平成十四年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十五号中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同表第四十六号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同表第四十七号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同号(9)中「地方財政法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法」に、「及び令和三年度」を「から令和四年度までの各年度」に改め、同号(9)を同号(8)とし、同表第四十八号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号(2)及び同表第四十九号中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十四年度及び」を削り、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改め、同項第十二号中「平成十四年度から令和三年度まで」を「平成十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十四年度から令和三年度まで」を「平成二十五年度から令和四年度まで」に改め、同項第十四号中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一項中「令和四年度に限り」を「令和五年度に限り」に、「合算額から」を「合算額に二千二百億円を加算した額から」に、「第六号」を「第七号」に、「九百二十九億三千八百七十六万三千円」を「六百五十四億百七十二万円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同項第三号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第四号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三十兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「令和四年度」を「令和五年度」に、「七百九億円」を「五百七十二億円」に改め、同項第六号中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

七　旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に相当する額

四千九百二十二億円

附則第四条第二項中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第二項中「令和五年度から令和三十六年度まで」を「令和六年度から令和三十五年度まで」に改め、同条第三項中「令和五年度から」を「令和六年度から」に改め、同項の表中

千二百十七億円	を削り、「四百五十五億円」を「五百九十九億円」に、「四百二十一億円」を「九百六十一億円」に改め、同条第四項中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、「から令和十二年度までの各年度」を削り、「令和十三年度」を「令和十年度にあつては同項の規定による額から千九百九十五億八千九百十二万二千円を、令和十一年度及び令和十二年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千円を、令和十三年度」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和五年度」を「六百七十五億八千九百十二万三千円を、令和十五年度」に、「令和二十五年度」を「令和十八年度」に、「九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年度」を「六百七十二億八千九百十二万三千円を、令和十九年度から令和二十六年度までの各年度」に、「九百八十二億六千七百七十万二千円」を「九百二十二億二千九十四万千円」に改め、同条第五項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「千七百九十六億六百八十八万円」を「千三百四十七億五百十六万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度及び令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三　令和六年度及び令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和六年度及び令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一　第十二条第三項の表第四十七号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二　その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

附則第六条第一項中「令和四年度」を「令和五年度から令和七年度までの各年度」に改める。

附則第六条の二の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度から令和七年度までの各年度分」に改め、同条第一項中「令和四年度分」を「令和五年度から令和七年度までの各年度分」に、「第十一条」を「令和五年度にあつては第十一条」に「額とする」を「額とし、令和六年度及び令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項第一号中「九千五百四十三億四千百十六万三千円」を「五千三百十一億千四百八十七万千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「八千二百六十一億四千六百八万二千円」を「四千六百三十四億八千二百二十六万五千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。